

第 10 回

# 秋田市農業委員会総会議事録

令和 7 年 10 月 21 日 開 会  
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

## 第10回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年10月21日（火） 午後2時から午後2時40分まで

2 開催場所 秋田市役所 正庁

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 18人

1番	齊	藤	善	彦	2番	佐々木	吉	秋
3番	鈴	木	昇		4番	白	岩	勝
5番	関		正	美	6番	相	場	一
7番	加	藤	淳		8番	武	藤	作
9番	星		容	子	10番	伊	藤	文
11番	三	浦	宏	和	12番	柴	田	ますみ
13番	佐々木		和	昭	14番	加賀屋	慎	一
15番	鎌	田	悦	雄	16番	佐々木	繁	明
18番	佐々木		英	久	19番	佐	藤	きよ子

5 欠席農業委員

17番 藤 田 修

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期決定

第3 会務報告

第4 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第5 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

7 事務局職員

事務局長	佐々木	嘉	文	参	事	熊	谷	勝
参 事	住	谷	真	人	副 参 事	稻	葉	隆
主席主査	木	内	光	一	主席主査	勝	田	茂
主席主査	黒	澤	亮		主 査	鈴	木	百
主 任	佐	藤	知	拡	主 任	齋	藤	友
主 任	越前屋	麻	希	子				毅

8 書 記

主席主査 石 井 香代子

9 議事録署名委員

1番 齊 藤 善 彦 3番 鈴 木 昇

## 10 議 事

事務局 (熊谷参考)	ただいまから、令和7年第10回農業委員会総会を開会いたします。欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。17番藤田修委員です。本日、委員定数19名中、18名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達しております、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願ひいたします。
佐々木吉秋会長	【会長あいさつ】
議長	それでは、第10回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。
一 議 長	異議なし。
議長	異議なしの声がございますので、1番齊藤善彦委員、3番鈴木昇委員にお願いいたします。 次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間で午後4時までといたします。 続きまして、日程第3の「会務報告」に移ります。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いいたします。
4番白岩勝委員	【第1区域部会の報告】
18番佐々木英久委員	【第2区域部会の報告】
15番鎌田悦雄委員	【第3区域部会の報告】
13番佐々木和昭委員	【第4区域部会の報告】
3番鈴木昇委員	【第5区域部会の報告】
議長	次に、会務報告2の「一般社団法人秋田県農業会議第114回常設審議委員会」について、私から報告します。
	【会務報告2の報告】
	次に、会務報告3の「地域計画策定に係る協議の場（河辺畠獅子岱地区）」について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (佐藤主任)	【会務報告3の報告】
議長	次に、会務報告4の「農地法第3条の3の規定による届出」から会務報

議長	告7の「現況地目照会に係る回答について」までの4件について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (稲葉副参事)	【会務報告4から7までの報告】
議長	以上で会務報告の説明が終わりました。ただいまの会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いします。
一 同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、議案に移ります。 はじめに日程第4、議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (齋藤主任)	議案書1ページの2件について説明いたします。 番号1。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。 土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。 譲受人は、農地取得を機に農業経営を行うものではなく、新規参入者に対する指導要綱第3条第2項各号に該当しないことから、新規参入審査会の対象外としております。 次に番号2。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。 土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、番号1、番号2とともに、農作業に必要な機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。また、農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はない旨の申告があります。 農作業常時従事について、番号1は160日、番号2は230日、農作業に従事していることから、それぞれ常時従事者として認められます。 地域との調和要件について、これら2件とも譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われます。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、番号1、番号2とともに許可要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 はじめに番号1について、現地を調査した齊藤又右衛門推進委員から報告を受けた3番鈴木昇委員から報告をお願いします。
3番鈴木昇委員	3番鈴木です。10月2日に齊藤推進委員から現地確認の結果、特に問題がないとの報告を受けました。こちらの農地は外国人が所有する宅地内を通過しなければならない位置にありますが、所有者の了解は得ているということでした。念のため、私も現地確認しましたが、農地を取得することについては問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	次に番号2について、現地を調査した伊藤貞美推進委員から報告を受けた7番加藤淳委員から報告をお願いします。

7番 加藤淳委員	7番 加藤です。この件については、以前より譲受人から相談を受けていました。私の耕作地と隣接しており、一町歩区画の畦がない一枚の中で公図が分かれている所です。別段問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。
議長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いします。
一 同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議長	異議なしの声がありましたので、日程第4、議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に日程第5、議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、4件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)	それでは、議案書の2ページから3ページをご覧ください。 番号1。譲受人は [REDACTED]。譲渡人は [REDACTED]。施設の概要は駐車場への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 次に、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画について、譲受人は雄和下黒瀬地区の中古住宅を購入することとなりましたが、住宅敷地の中に農地である申請地が含まれているため、その場所を駐車場として転用しようとするものです。 立地基準について、農地位置は都市計画区域外で農業振興地域内。農地区分は第1種農地です。 一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は自己資金。申請適格等は適合。工事着工および完了の期間は、許可日から令和8年4月30日まで。土地改良区等からの意見書は、改良区管轄外のため不要です。 被害防除について、隣接に対する措置は碎石の量を調整して駐車場の高さを加減する。排水計画において、汚水および生活雑排水はなし。雨水は自然流下です。 現地は令和7年9月30日に確認しております。 続いて番号2。借受人は [REDACTED]。貸出人は [REDACTED]。施設の概要は現場事務所外への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 説明資料は3ページおよび4ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画について、借受人は県が発注する金足東部地区農地集積加速化基盤整備工事を受注し、現場事務所や資材置場等が必要となったこと

事務局  
(勝田主席主査)

から、施工場所に近く、工事車両の出入りが容易な申請地を選定し転用しようとするものです。

立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農用地区域外。農地区分は第1種農地です。

一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は自己資金、申請適格等は適合、過去の転用実績はあり。工事着工および完了の期間は、許可日から令和8年3月18日まで。土地改良区等からの意見書は、一時転用のため不要です。

被害防除において、隣接に対する措置は緩衝地を設ける。排水計画において汚水は仮設トイレ。生活雑排水はなし。雨水は自然流下です。

一時転用に対する復元計画は、事業終了後に仮設構造物や資材等を撤去し、必要に応じて修復を行います。

現地は令和7年9月30日に確認しております。

続いて番号3。譲受人は██████████。譲渡人は██████████。施設の概要は資材置場への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

説明資料は5ページおよび6ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。

転用事業計画について、譲受人は申請地の隣接地を資材置場として利用していますが、事業拡張に伴う資材量の増加に伴い新たな資材置場が必要となったことから、その用地として申請地を転用しようとするものです。

立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農業振興地域内。農地区分は第3種農地です。

一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は自己資金。申請適格等は適合。工事着工および完了の期間は、許可日から令和7年12月31日まで。土地改良区等からの意見書は、改良区管轄外のため不要です。

被害防除について、隣接に対する措置は防護柵を設ける。排水計画において、汚水および生活雑排水はなし。雨水は自然流下です。

現地は令和7年10月1日に確認しております。

続いて番号4。借受人は██████████。貸出人は██████████。施設の概要は現場事務所外への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

説明資料は7ページおよび8ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。

転用事業計画について、借受人は県が発注する保多野地区ため池整備工事を受注し、現場事務所や資材置場等が必要となったため施工場所周辺で用地を探したものの適地がなかったことから、申請地を用地として転用しようとするものです。

立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農用地区域外。農地区分は第1種農地です。

一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は自己資金、申請適格等は適合、過去の転用実績はあり。工事着工および完了の期間は、許可日から令和8年3月19日まで。土地改良区等からの意見書は、一時転用のため不要です。

被害防除において、隣接に対する措置は施設や建物の高さを加減する。

排水計画において、汚水は仮設トイレ。生活雑排水はなし。雨水は自然流下です。

事務局 (勝田主席主査)	一時転用に対する復元計画は、事業終了後に仮設構造物を撤去します。現地は令和7年9月29日に確認しております。 なお、番号1について、本総会で許可相当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮詢します。 説明は以上です。
議長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 番号1について、現地を調査した齊藤又右衛門推進委員から報告を受けた3番鈴木昇委員から報告をお願いします。
3番鈴木昇委員	3番鈴木です。この件については、以前から空き家だった所が売れて地域としては歓迎したいということであり、たまたま宅地の一部に農地が入っていたということで、転用については問題ないとと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	次に、番号2について、現地を調査した藤嶋卓也推進委員から報告を受けた私から報告をします。先ほど事務局の説明にありましたように、基盤整備事業に係る現地の事務所ということで、特別の問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。 次に、番号3について、現地を調査した阿部政志推進委員から報告を受けた12番柴田ますみ委員から報告をお願いします。
12番柴田ますみ委員	12番柴田です。10月1日に阿部推進委員から報告を受けました。私も現地を確認しましたが、報告の内容のとおりですので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	次に、番号4について、現地を調査した中嶋庄悦推進委員から報告を受けた4番白岩勝委員から報告をお願いします。
4番白岩勝委員	4番白岩です。中嶋推進委員から報告を受けました。ため池整備工事の現場事務所ですので一時転用ということで問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いします。
11番三浦宏和委員	はい。
議長	11番三浦宏和委員、どうぞ。
11番三浦宏和委員	11番三浦です。番号1と番号4の農地区分について、説明資料の位置図の点線の内側なので第1種農地という判断をしたということですか。位置図だけ見ると、番号1も番号4も、集落介在地というか集落の塊の中にがあるので、区分を第1種農地と判断するには少しピンと来ない部分があります。説明資料には「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」とあるものの、そのように見えないので、第1種農地と判断したのはどのような理由からなのでしょうか。

議長	事務局、お願いします。
事務局 (勝田主席主査)	<p>お答えいたします。番号1および番号4について、説明資料の位置図の点線部分は農地の境目を示しております。番号1については点線の内側、番号4については中央部分が集落なのでその周辺の部分が農地です。特に番号4は、位置図に記載されていない部分にも農地が続いていますので、10ヘクタール以上の一団の農地に該当すると判断したものです。</p> <p>ご指摘について、番号1および番号4は確かに宅地に隣接はしていますが、一方で、当該申請地の前面道路では農業用機械の往来に問題がないため、農地区分を第1種農地として判断したものです。</p>
議長	三浦委員、よろしいですか。
11番三浦宏和委員	はい。わかりました。
議長	ほかにご質問はありますか。
一 同	なし。
議長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>今回は番号1については、県農業会議への諮問が必要な案件です。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請に関する件、4件を原案のとおり許可および許可相当とすることにご異議ございませんか。</p>
一 同	異議なし。
議長	<p>異議なしの声がありましたので、日程第5、議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、4件を原案のとおり許可および許可相当とすることに決定いたします。</p> <p>これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p>

(午後2時40分終了)